

緊急事態宣言発令に伴う 定期乗車券のお取扱いについて(1)

1. 緊急事態宣言発令に伴う定期乗車券払いもどしについて

対象のお客さま

2020年4月7日（火）に発令された緊急事態宣言に伴い、定期乗車券（通勤・通学）を使用しないため、払いもどしされる場合。

（鉄道利用をした場合は対象外とさせていただきます。）

払いもどしの計算方法

- ① 1か月以上有効期間が残っている場合は申出日にかかわらず、4月7日（火）を申出日とみなし4月8日（水）を起算日として、**使用月数分**の定期運賃－手数料220円
- ② 使用開始日から7日以内の場合は、
定期区間の往復のきっぷの運賃×使用日数－手数料220円

例・・・印西牧の原～都営新橋 6か月 有効開始日 2月3日（月）

263,480円－139,060円－220円＝124,420円
（定期券面金額） （3か月分の金額） （手数料） （払いもどし金額）

緊急事態宣言発令に伴う

定期乗車券のお取扱いについて(2)

2. 2020年2月28日(金)の臨時休校に伴う通学定期乗車券払いもどしについて

対象のお客さま

2020年2月28日(金)以降、通学先の学校(小学校・中学校・高校・特別支援学校等)が臨時休校となったため、通学定期乗車券を払戻しされる場合

(最終登校日以降に通学定期乗車券を使用されている場合は、対象外)

払いもどしの計算方法

お申出日にかかわらず、最終登校日の翌日を起算日とし、1か月以上有効期間が残っている場合は、**使用月数分**の運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたします。

3. 払いもどし取扱い箇所

【定期発売所】東松戸駅・新鎌ヶ谷駅・千葉ニュータウン中央駅
(7:00~20:00)

4. 払いもどしの期間について

この取扱いは緊急事態宣言による緊急事態措置期間終了の翌日から1年以内と致します。

定期発売所での混雑が予想されますので、混雑時を避けた日時での払いもどしにご協力下さいますよう、お願い申し上げます